【令和６年６月６日改正】

令和６年６月１日以降適用。ただし、

点線枠は令和6年10月1日以降の適用。

別紙第４号の２

あん摩・マッサージの施術料金の算定方法

　あん摩・マッサージ師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。

１　施　術

1. マッサージを行った場合

１局所１回につき 　450 円

２局所１回につき 　900 円

３局所１回につき 1,350 円

４局所１回につき 1,800 円

５局所１回につき 2,250 円

（新設）

注 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として１回につき250 円を加算 する。なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶　対的な理由がある場合以外は認められないこと。

（新設）

（2）訪問施術料

①　訪問施術料１

１局所１回につき 2,750 円

２局所１回につき 3,200 円

３局所１回につき 3,650 円

４局所１回につき 4,100 円

５局所１回につき 4,550 円

② 訪問施術料２

１局所１回につき 1,600 円

２局所１回につき 2,050 円

３局所１回につき 2,500 円

４局所１回につき 2,950 円

５局所１回につき 3,400 円

③ 訪問施術料３

（３人～９人の場合）

１局所１回につき 　910 円

２局所１回につき 1,360 円

３局所１回につき 1,810 円

４局所１回につき 2,260 円

５局所１回につき 2,710 円

（10 人以上の場合）

１局所１回につき　 600 円

２局所１回につき 1,050 円

３局所１回につき 1,500 円

４局所１回につき 1,950 円

５局所１回につき 2,400 円

注１ 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として１回につき250 円を 加算する。

注２ 片道16 キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は、訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

（3）温罨法を(1)又は(2)と併施した場合　　　１回につき　 180円加算

（4）変形徒手矯正術を(1)又は(2)と併施した場合　　１肢1回につき　470円加算

　　注(1)　マッサージの「１局所につき」とは、上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの軀幹をそれぞれ１局所として、全身を５局所とするものである。

(2)　温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、300円とするものである。

(3)　変形徒手矯正術に係る医師の同意書の有効期間は１月以内とし、医療上１月を超 える場合は、改めて同意書の添付を必要とするものである。

　　　(4)　変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。

２　往　療

　　患者１人１回につき2,300円

　　（削る）

1. ２戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第２位以下の患家に対す

る往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。

1. 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある 場合以外は認められないこと。

（3）往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等が突発的に発生したことにより通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。

(4)往療料は、治療上真に必要があると認められる場合に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合又は単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらずについては、往療料は支給できないこと。

（新設）

(5)往療料は、その突発的に発生した往療を行った日の翌日から起算して14日以内については、往療料は支給できないこと。

(6) 定期的ないし計画的な訪問施術を行っている期間において突発的に発生した往療については、訪問施術料は支給せず、施術料及び往診料を支給する。ただし、当該患者が当該往療の後も引き続き、通所して治療を受けることが困難な状況で、患家の求めに応じて患家に赴き定期的ないし計画的に行う施術については、訪問施術料の支給対象とする。

３　施術報告書交付料

480円

注　施術報告書交付料を支給する施術費給付請求明細書には、施術者より記入を受けた施術報告書の写しを添付する取扱いとすること。

また、一連の施術において既に施術報告書交付料が支給されている場合は、直前の当該支給に係る施術の年月を記入する取扱いとすること。

４　実施上の留意事項

　　その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。